

令和3年度 相談支援事業所 事業報告

1. 重点目標・課題

〈目標・課題〉

- (1) 障害者の重度化、高齢化「親亡き後」を見据える。
- (2) 児童の相談増加に伴い家族支援の強化体制。
- (3) 同一家族（親子、兄弟）の相談依頼の増加に伴う支援体制の在り方。同一相談支援専門員、単一事業所が担当するか、分散して担当するか。
- (4) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、他特定相談支援事業所と共に地域定着支援を活用し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援をおこなう。
- (5) 地域の体制作り
- (6) 協議会の活用
- (7) 利用者のニーズや現状を把握しながら、障害者の視点を重視する。
- (8) 利用者の利便性の確保と、利用者の身近な存在となり相談の受けやすい体制を目指す。
- (9) 利用者ニーズの多様化に伴う時間外勤務の対応。フレックスタイムの設定。休日出勤に対しての対応。
- (10) 障害者の尊厳を保持し、心身ともに健やかに暮らせるよう、権利擁護・虐待防止に取り組み、普及啓発を行う。
- (11) 新型コロナウイルス感染防止に努める。事業所等の訪問、ケース会議等の参加時の感染予防対策、ウェブ会議等の利用を推進する。
- (12) 事務の効率化、相談専門員間の連帯を図る。

2. 目標・課題に対して特記すべき取り組み

- ・ 同一家族（親子、兄弟で障がいを持った家族）からの相談の増加しており一人の相談員で対応するケースが多く、一つの問題が、家族に連鎖し対応に苦慮する場合もあった。
- ・ 児童の相談の増加（坂井地区内の児童施設数に地域に偏りがある）
- ・ 若い親御さん達の中には、情報や悩み事を共有する場が無く、またコロナ禍により孤立しがちに不安を抱える人が多くいた。事務所を開放し交流会を開催した。
- ・ 支援者（親）本人共に高齢化し支援内容の多様化が見られる。（送迎ができなくなった、保護者の介護をできる家族が居ない、支援度が高くなった、制度等の理解が難しくなった、手続きの困難等）
- ・ 坂井地区基幹相談支援センターは3年目に入り、坂井市、あわら市、委託相談事業所との連帯の基、事業に取り組んだ。
- ・ 『障がい者就労支援事業』については、坂井市、あわら市両市からの委託事業となり担当地区も広域になり相談件数も増えている。これまでは者からの相談が多かったが、児の在学時から就労に向けた相談も増えた。
- ・ 『就労準備支援事業』は、コロナ禍で見学や体験など不自由さはあったが、協力事業所の開拓を

進めた。(2か所の新規事業所を開拓した)
令和3年度末にて事業を他者に引き継ぐこととなった。

- ・ サポートセンターかすみ、サポートセンター福井東の令和4年4月の統合に向け、相談者の事業所変更を順次すすめ、利用者の事業所変更を令和4年1月には移行を終了。令和4年3月にて廃止届を提出。
- ・ 前年同様、県内のコロナウイルス感染状況に伴いテレワークでの業務を併用しながら業務にあたった。
- ・ コロナ禍により手続きや申請がウェブやネットでの受付が増え、対応しきれない相談者がふえ手続きの説明、相談、トラブルへの対応が増えた。
- ・ 協議会、会議、研修等のウェブでの実施も定着してきた。がICTに対応できる環境(ハード、ソフト、スキル)整備がまだ十分とは言えない。
- ・ コロナウイルス感染者の発生により事業所(居宅介護、放デイ、通所系)が休止となったことにより関係機関への連絡調整、利用者の相談、対応に追われたケースが発生した。
- ・ 坂井地区の地域生活支援拠点事業の体制が整い順次始動を始めた。
- ・ 年度末に相談員の人員動向で利用者、他関係事業所への不安を与えた。
- ・ 相談内容の多様化に伴い相談支援専門員の時間外の対応が増加していることから利用者、事業所との面談時間に応じて時差出勤を行い時間外勤務の軽減を図ったが、対応しきれていない。
- ・ 基幹相談支援センターには、他相談支援事業所、行政からの虐待案件、成年後見制度の相談が寄せられ、協力しながら解決にあたった。
- ・ タブレットを導入し個別訪問、ケース会議等に持参し活用を開始した。
- ・ ケース会議、困難事例の検討会、情報交換を毎週実施しスキルアップと各相談員の状況把握に努めている。